



長野県報

3月11日(金)
平成23年
(2011年)
号外

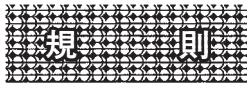
目次

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）..... 1

訓令

副知事の担当事務に関する規程（行政改革課）..... 1



規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月11日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第3号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「地方自治法」を「法」に改め、同項を第3項とし、第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改め、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 和田恭良

第2順位 副知事 高田さゆり

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課



訓令

長野県訓令第2号

本庁内部部局

現地機関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定めます。

平成23年3月11日

長野県知事 阿部守一

副知事の担当事務に関する規程

(担当事務)

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

(1) 副知事和田恭良の担当事務

ア 危機管理部に関すること。

イ 企画部（企画課、政策評価課、交通政策課及び情報統計課に限る。）に関すること。

ウ 総務部に関すること。

エ 商工労働部に関すること。

オ 農政部に関すること。

カ 林務部に関すること。

キ 建設部に関すること。

ク 会計局に関すること。

ケ 企業局との連絡調整に関すること。

コ 行政委員会（教育委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

サ その他知事が指定する事務に関すること。

(2) 副知事高田さゆりの担当事務

ア 企画部（企画課、政策評価課、交通政策課及び情報統計課を除く。）に関すること。

イ 健康福祉部に関すること。

ウ 環境部に関すること。

エ 観光部に関すること。

オ 教育委員会との連絡調整に関すること。

カ その他知事が指定する事務に関すること。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

行政改革課